

注 意

法律の改正により，平成25年1月以降，後見開始等の申立てをした場合は，申立人の判断で自由に取り下げることができません。

取下げには，家庭裁判所の許可が必要になります。

※ 例えば，申立書に記載した候補者が後見人等選ばれないことを理由とする取下げは認められません。

札幌家庭裁判所

申立書付票（本人申立用）

（後見開始，保佐開始，補助開始，任意後見監督人選任）

（記入者 氏名 ）

この書面は、申立書を補充するものです。あてはまる番号や記号に○印をつけ、空欄には自由に記入して、申立書と一緒に提出してください。秘密は守りますので、ありのままをお書きください。

<p>1 この申立てはあなたの考えでしたものですか。</p>	<p>1 はい。</p> <p>2 いいえ。</p> <p>3 わからない</p>	<p>申立てをするためにだれかと相談しましたか。</p> <p>ア はい。 それはだれですか。 氏名 あなたとの関係</p> <p>イ いいえ。</p> <p>ウ わからない。</p>
<p>2 あなたはだれかと一緒に生活していますか。</p>	<p>1 一人で生活している。 だれかが手伝いに来ていますか。 ア 家族が手伝ってくれている。 イ 介護サービスを受けている（要支援状態・要介護状態区分 1・2・3・4・5） ウ だれにも手伝ってもらっていない。</p> <p>2 家族と一緒に生活している。 同居人氏名</p> <p>3 老人ホームなどの施設で生活している。 施設名 電話 () 連絡先〒</p> <p>4 病院などに入院している。 病院名 電話 () 連絡先〒</p>	
<p>3 あなたの資産，収入などについて分かる範囲で記入（①不動産については登記簿謄本の表示を，②預貯金については銀行等の名称，口座番号などを，③生命保険等については保険会社等名，保険金額，保険契約者，被保険者，保険金受取人，保険証券等番号など）してください。</p> <p>あわせて，本人の資産，収入などを証する資料（<u>不動産登記簿謄本，預貯金の通帳の写し，保険証券等の写しなど</u>）を提出してください。</p>	<p>1 不動産（土地・建物）</p> <p>2 預貯金</p> <p>3 株式</p> <p>4 収入・年金 収入月額 円 年金月額 円 （賞与 円）</p> <p>5 負債（借金）</p> <p>6 生命保険等 (1) (2) (3)</p> <p>7 その他</p>	

<p>4 あなたの成年後見人，保佐人又は補助人になってもらいたい人はいますか。</p>	<p>1 いる。 それはだれですか。 ア 申立書に書いた人 イ 次の人 氏名 住所〒</p> <p>2 いない。 3 わからない。</p> <p style="text-align: right;">あなたとの関係</p>
<p>5 家庭裁判所にとくに気をつけてほしいことなどがあれば書いてください。</p>	
<p>あなたの平日昼間の連絡先 (勤め先，仕事場など)</p>	<p style="text-align: right;">電話 ()</p>